

## 掛 川 市 公 告

掛川市農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

平成28年10月5日

掛川市長 松 井 三 郎

別紙

1 農用地区域の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の

{	「除外する土地」	}
{	「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」	}

欄を以下のように変更する。

地区記号 区域番号	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">「除外する土地」</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> 欄の変更事項	{	「除外する土地」	}	{	「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」	}
{	「除外する土地」	}					
{	「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」	}					

2 用途区分の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
E-2	<p>次の土地の農業上の用途区分を田から農業用施設用地に変更する。</p> <p style="text-align: center;">岩滑字沖田 2333 番地</p>